新型コロナ発生届出の対象の限定に伴う変更点について

資料１

①　６５歳以上の者や入院を要する者等(※)が医療機関を受診

医療機関を受診、
陽性と診断

診断を行った医師は
保健所支所に発生届出

(保健所支所)

届出を受けた保健所支所は
療養方針を連絡

入院または宿泊療養

自宅療養

必要に応じて
入院・宿泊療養

体調が悪化した
場合は、保健所支所へ連絡

医療機関または
宿泊療養施設

必要に応じて
入院・宿泊療養
オンライン診療

②上記以外の者が医療機関を受診

医療機関を受診、
陽性と診断

診断を行った医師は
陽性者へ仙台市健康フォローアップセンターの連絡先や療養期間などについて記載したチラシを配布

自宅療養

体調悪化時等には
仙台市健康フォローアップセンターへ相談

【仙台市設置】
(仙台市健康フォローアップセンター)

体調悪化時等に相談

③自己検査で陽性となった者が陽性者サポートセンターに登録

軽度の有症状者は、
みやぎ電子申請サービスで申請郵送された抗原定性検査キットを用いて検査

申請　キット郵送

【県市共同設置】
(陽性者サポートセンター)

抗原定性検査キットが到着
検査を実施

陽性の場合はみやぎ電子申請サービスで登録

県の無料検査事業や市販の医療用抗原検査キット等で検査をした者

(仙台市医師会の医師)

登録内容を
医師が確認

【県市共同設置】
(陽性者サポートセンター)

陽性者情報を
台帳に登録

(仙台市保健所)

陽性者へSMSで
仙台市健康フォローアップセンターの連絡先などを伝達

(陽性者)

自宅療養

（※）　６５歳以上の者や入院を要する者等について
「６５歳以上の方」、「入院を要する方」、「重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与が必要な方」、「重症化リスクがあり新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方」、「妊婦」